Information

=

線

市役所への お問い合わせ先

- ■西条市庁舎 TEL0897-56-5151
- 東予総合支所 TEL0898-64-2700
- ■丹原総合支所 TEL0898-68-7300
- ■小松総合支所 TEL0898-72-2111

お知らせ

20歳になったら

国民年金に加入しましょう 国民年金は老後や万が一

事態に備え、保険料を出し合 加入手続きをしましょう。 なったら忘れずに国民年金の ってお互いを支え合う制度で 新成人の皆さん、20歳に

加入手続き

増やす 村の年金担当窓口で加入の申 請手続きを行ってください。 保険料に月額400円を加 保険料 住民票をおいている市 月額1万3860円 将来受け取る年金額を 付加年金制度」 (平成18年度) があ 泛町

して、 旬までに行ってください。 月々現金で納めた場合と比較 「早割」があります。 特に口座振替の前納制度は 口座振替の申請は、 の割引となります。 3 4 9 0 円 (平成18年 3月中

|保険料が払えない場合は? 所得が少なく保険料が納め

が加算された保険料を納めて すが、3年目からは 保険料の納付を猶予する「若 られない場合や学生の場合、 いただくことになります。 付特例制度」があります。 年者納付猶予制度」「学生納 猶予期間は最長10年ありま 一定の額

■年金がもらえるか不安 年金は世代間の助け合いで

> 加入しましょう。 けないためにも、 て次の世代に大きな負担をか め、将来の自分のため、 ○東予総合支所市民生活課 ○丹原総合支所市民生活課 年金係 問合せ 市庁舎本館市民課 皆さんのご両親を支えるた 市民保険係 市民保険係 (内線2437 (内線153 (内線208 国民年金に そし

民保険係 (内線133

小松総合支所市民生活課

年金はあなたが主人公です。

○市庁舎別館社会福祉課

障

けられる「前納割引制度

B

ることで、

保険料の割引が受

保険料の割引

(前納制

度

保険料をまとめて前払いす

あります。

扶養の対象となる方

身体障害者手帳1~3級の所 められる方 持者、前記と同等の障害と認 知的障害者、

支給される年金額

申込先 口まで加入が可能です 1口当たり月額2万円 2

○小松総合支所福祉課)丹原総合支所福祉課)東予総合支所福祉課 害者福祉係(内線2365) 福祉·援護係 社会福祉係 (内線131) (内線212)

福祉・援護係(内線124)

明日のあなたを考えて

をご利用ください

心身障害者扶養共済制

度

負

れば、年金がもらえなくなる りますが、保険料を納めてい 担額と受給額の増減は将来あ 制度が成り立っています。

ことはありません。

金を支給する制度です。 きに、障害のある方に終身年 とで、保護者が死亡したり、 重度の障害になったりしたと る保護者が保険料を納めるこ 障害のある方を扶養してい

■加入できる方

る65歳未満の保護者 障害のある方を扶養してい

保険料

ますが、 保護者の加入年齢で異なり 県や市の補助制度が

精神障害者、

住民票と印鑑登録証明書の交付が電話予約で



市庁舎本館市民課と各総合支所市民生活課では、住民票の写しと印鑑登録証明書の交付 について、電話による予約を受け付けています。電話予約をしておけば、市役所の執務時 祝祭日など)にそれぞれの庁舎で受け取ることができます。 土・日曜日、

- 月~金曜日の8時30分~17時15分(祝祭日・年末年始を除く) ■電話予約の受付日時
- ■予約交付の電話番号 各庁舎の代表電話番号 へおかけください。

※各書類の交付には1通につき200円の手数料が必要です。交付の際に持参いただくものなど、詳しくは電話予約の際にお問い合わせください。